

(別紙)

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>様式第5の枠内の1行目「名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」は「法人にあつてはその名称及び代表者の氏名」のほうがよい。名称は法人のそれであることを明示するために。</p>	<p>「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」について、「名称」には、法人だけではなく、法人には該当しない個人事象主の場合も考えられますので原案どおりとします。</p>
2	<p>(該当箇所) 規則第七条 3 二 事業規模が著しく小さい場合についての定め (意見内容) 「ウェブサイト有していない場合」を(案)のとおり加えることが必要。 (理由) 現在ウェブサイト有しておらず、必要性を感じない等で今後も開設予定のない業者も多いと思われる。ネット環境のない業者もある。それらを調える負担は大きい。</p>	<p>いただいた御意見は、賛同意見として承ります。</p>

3	<p>省令の改正内容そのものに対する意見ではありませんが、参考意見として提出させていただきます。</p> <p>今回の標識掲示に係る法改正により、インターネットによる閲覧に加え、標識の掲示も継続することとなります。</p> <p>利用者の利便性やデジタルデバインドへの配慮の観点から、標識掲示を維持することは理解できますが、事業者にとっては、その分、負担（経費と手間）が増すこととなりますので、今後、標識掲示とインターネットによる閲覧のどちらかで可とする方向での検討をお願いします。</p> <p>また、インターネットによる閲覧により、標識の記載事項である、業務主任者の氏名が採取場付近の住民だけでなく、広く公衆から閲覧可能となることから、個人情報が悪用されないよう留意することが必要と考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>都道府県知事若しくは指定都市の長又は河川管理者において、採取計画の認可に併せて砂利採取業者の氏名又は名称、登録番号等に関する情報をインターネット上に掲載することが、未登録事業者による砂利採取、あるいは認可を得ず行っている砂利採取等を排除するために必要と思われれます。</p> <p>国民等は、認可庁のサイトを閲覧することにより、必要な情報を一元的に入手することが可能となるメリットもあります。</p> <p>そのため、認可規則第7条第4項を「第3項に該当する場合には道府県知事又は河川管理者において公衆の閲覧に供する。」旨を追加いただきたい。</p>	<p>砂利採取法では、同法第29条の規定に基づき、標識の掲示等については、自動公衆送信による公衆の閲覧に供することも含め、砂利採取業者に対して、その義務が課されており、今般の省令改正案は、当該法律の範囲内で規定をさせていただいております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>(該当箇所) 砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令7条3項 (意見内容)</p> <p>それらの場合についても公においてその情報の参照が出来るべきと考えるのであるが、よって、経済産業省、国土交通省又は地方公共団体のウェブサイトにおいて、一覽的に情報が閲覧出来るようにすべきと考える（事業者の規模やウェブサイ</p>	<p>砂利採取法では、同法第29条の規定に基づき、標識の掲示等については、自動公衆送信による公衆の閲覧に供することも含め、砂利採取業者に対して、その義務が課されており、今般の省令改正案は、当該法律の範囲内で規定をさせてい</p>

トの有無を問わず。)

もしそのような内容が省令等において存在しないのであれば、省令においてそのような内容を追加すべきと考える。

(理由)

公共や地域の環境、土地に関係しての経済的行為に関係がある事柄については、公での情報提示があるべきと考えるが、よって、従業員数やウェブサイトの有無を問わず、行政が情報提示を行うのが適切と考える。

なお、現代では、従業員数が少なくても技術の進展により大量の作業が行えるはずであるし、ウェブサイトについての有無は情報提示の必要性とは関係が無く、またウェブサイトの有無による公衆への情報提示義務への影響は故意にウェブサイトを持たない事にして情報提示の責務から逃れるために悪用されうるものでもあると考えられるものである（悪事を行おうとする者達はそのような責務から逃れたがるであろうし、またウェブサイトで情報提示がなされない事を狙って事業者を騙り問題ある行為をするような者達もいたりするであろう（漁業や他天然果実からの利益を得るような経済的行為などでは、その権利がある事を騙って不適切に利益を得るような者達がそれなりにいたりするであろうし。))。

であるので、行政が、全ての事業者について、情報を提示するようにすれば、良いのではないかと考える。

そのようにすれば、種々の問題が解決すると考えるのであるが、どうであろうか。そこまでの手間無く作れるようなウェブサイトでその様な事を行う事が可能なのではないかと考えるのであるが、正に行政が行うべき事であるはずであるので、もし現在その様な事をしていないのであれば、すみやかにそのような制度とするようにされたい。

意見は以上である。

ただいております。

また、事業規模が小さい場合など、自動公衆送信による公衆の閲覧に供する義務が除外される場合であっても、これまでどおり、全ての砂利採取業者は、砂利採取法第16条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、必要な事項を記載した標識が掲げられることとなります。

いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。